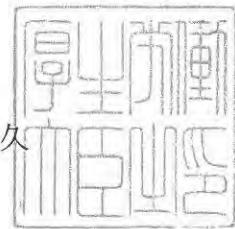


厚生労働省発食安1008第1号
平成26年10月8日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



クエン酸三エチルの食品健康影響評価について

標記の食品添加物については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第8号により、その指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めたところですが、規格基準の内容について別紙を踏まえたものに変更します。



「クエン酸三エチル」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められているものについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた作業を進めている。

「クエン酸三エチル」※の食品添加物の指定については、平成23年4月19日付け厚生労働省発安0419第8号により、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、同委員会添加物専門調査会で審議されているところであるが、平成24年6月1日付け府食第542号により同委員会事務局評価課長通知により、使用基準案のもととされている米国及び欧州連合における使用基準の根拠、経緯等を確認し、報告する等の補足資料の提出依頼がなされた。

「クエン酸三エチル」の評価依頼時の使用基準案は、欧州連合（EU）の基準（食品添加物のキャリア***としての使用）を参考に、我が国では、食品加工の溶剤として設定したものであった。今般、上記の補足資料の提出依頼を受け、あらためて確認したところ、欧州連合では、①食品添加物の加工のためにクエン酸三エチルを使用する場合には、食品中のクエン酸三エチルの残留量として上限値が規定されていること、②クエン酸三エチルを食品添加物（乳化剤又は安定剤）として使用する場合の使用対象（乾燥卵白及び食品サプリメント）及び使用量が規定されていることを確認した。

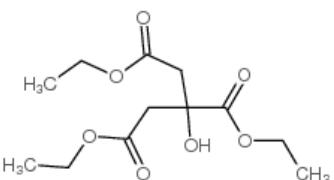
このため、クエン酸三エチルの食品添加物の使用基準について、欧州連合における食品添加物の使用基準（上記②）、CODEX基準及び米国の基準を踏まえ、使用基準案を変更するものである。

※ わが国では、香料（エステル類）として使用が認められている。

※※ 担体ともいう。食品添加物の保持等のために食品添加物に添加される物質。

2. 「クエン酸三エチル」について

	変更後（今回）	変更前（評価依頼時）
主な用途	乳化剤、安定剤、香料	食品加工の溶剤、乳化剤
使用基準（案）	クエン酸三エチルは通常の食品形態でない食品（カプセル及び錠剤に限る。以下この目において同じ。）、液卵（殺菌したものに限る。以下この目において同じ。）、乾燥卵（液卵を乾燥して製造したものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水（ミネラルウォーター類を除く。以下この目において同じ。）以外の食品に使用してはならない。ただし、着香の目的で使用する場合は、	食品加工の溶剤として使用する場合は、食品1kgにつき3.0g（グリセリン二酢酸エステル、グリセリン三酢酸エステル又はプロピレングリコールを併用する場合は、クエン酸三エチルとそれらの合計量が3.0g）以下で使用しなければならない。 (注) 上記使用基準（案）の設定により、併用対象となっているグリセリン二酢

	<p>この限りでない。</p> <p>クエン酸三エチルの使用量は、通常の食品形態でない食品にあってはその1kgにつき3.5g以下、液卵及び乾燥卵にあってはその1kgにつき2.5g以下、清涼飲料水(希釈して飲用に供する清涼飲料水にあっては、希釈後の清涼飲料水)にあってはその1kgにつき0.2g以下でなければならない。</p> <p>(注) 錠剤にチュアブルは含まれない。</p>	<p>酸エステル、グリセリン三酢酸エステル及びプロピレン glycole についても使用基準の改正が必要であり、速やかに要請を行う。</p>
海外における使用状況等	<p>CODEX 基準 :</p> <p>乾燥又は加熱凝固させた卵製品及び液卵製品に2500mg/kg、水を主原料とする香料入り飲料に200mg/kg の最大使用量が設定されている。</p> <p>欧州連合 :</p> <p>食品サプリメント(カプセル、錠剤等(チュアブルを除く。))に3500mg/kg、加工卵及び卵製品(乾燥卵白のみ)に必要量を使用することができる。また、食品添加物(香料を含む。)のキャリア(担体溶剤等)として使用することができる。</p> <p>米国 :</p> <p>GRAS(一般に安全と認められている。)確認物質であり、すべての食品に GMP(適正製造規範)の下で必要量を使用(香料としての使用を含む。)することができる。</p> <p>なお、JECFAは、 1984年の28回会合において、ADIを0~20mg/kg 体重/日と特定している。</p>	
成分概要	<p>クエン酸三エチルは、エタノールでクエン酸をエステル化して得られる。ほとんど無色の油状物質である。</p> <p>わが国では、香料(エステル類)として使用することができる。</p>	
構造式等	 <p>【名称】クエン酸三エチル 【CAS番号】77-93-0</p>	

3. 一日推定摂取量について

使用基準に係る当初案からの変更に伴い一日推定摂取量を変更した。

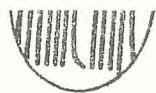
摂取量の推計（主な変更内容等）

変更後（今回）	変更前（評価依頼時）
<p>推定一日摂取量 : <u>126.80mg/人/日</u></p> <p>(1) 香料使用 : <u>2.94mg/人/日*</u></p> <p>(2) 添加物使用 <u>123.86mg/人/日</u> * 平成22年の使用量より算出。</p> <p>※ 推定一日摂取量は、JECFA が特定した ADI (20mg/kg 体重/日) の約 <u>11.51%</u>に相当する。</p>	<p>推定一日摂取量 : 546mg/人/日</p> <p>(1) 香料使用 : 3.4mg/人/日*</p> <p>(2) 添加物使用 542.6mg/人/日 * 平成17年の使用量より算出。</p> <p>※ 推定一日摂取量は、JECFA が特定した ADI (20mg/kg 体重/日) の約 55%に相当する。</p>

（下線部：評価依頼時からの変更部分）

4. 今後の方向

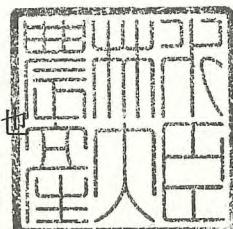
食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「クエン酸三エチル」について、食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。



26 消安第3255号
平成26年10月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 西川 公也



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第2項の規定に基づき、普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）の「十三農薬その他の物が混入される肥料」として、別添に掲げる規格を設定すること。



(別添)

(1) 平成15年7月から現在までに公定規格として設定したもの

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%)	含有すべき主成分の最小値(%)の特例	混入上の制限事項
化成肥料	N-(1-エチルプロピル)-3,4-ジメチル-2,6-ジニトロアニリン【ペンディメタリン】	2.20以下		
	2,6-ジクロロベンゾニトリル【DBN】	1.5以下		
	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)-2-メチルプロピオノニトリル【シアナジン】及び 2,6-ジクロロベンゾニトリル【DBN】	3.0以下		
	(R S)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン【トリアジフラム】及び 2,6-ジクロロベンゾニトリル【DBN】	0.30以下 1.5以下		
	0-エチル-0-(3-メチル-6-ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート【ブタミホス】及び 2,6-ジクロロチオベンザミド【DCBN】	2.0以下 1.0以下		
配合肥料	N-(1-エチルプロピル)-3,4-ジメチル-2,6-ジニトロアニリン【ペンディメタリン】	2.20以下		
	3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド【プロベナゾール】	0.80以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン【イミダクロプリド】及び 3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド【プロベナゾール】	0.07以下 0.80以下		
	(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール【ウニコナゾールP】	0.05以下		
液状複合肥料	3-ヒドロキシ-5-メチルイソオキサゾール【ヒドロキシイソキサゾール】	17.5以下		
家庭園芸用複合肥料	(E)-N-[6-クロロ-3-ピリジル]メチル-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン【アセタミプリド】及び N-ベンジル-N,N-ジエチル-N-(2,6-キシリカルバモイル)メチルアンモニウム塩【安息香酸デナトニウム】	0.07以下 0.002以下		
	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1,3,5-オキサジアジナン-4-イリデン(ニトロ)アミン【チアメトキサム】及び N-ベンジル-N,N-ジエチル-N-(2,6-キシリカルバモイル)メチルアンモニウム塩【安息香酸デナトニウム】	2.0以下 0.01以下		

(注1) : 有効成分及び量は全て農薬取締法に基づき認められたものである。

(注2) : ペンディメタリン、ブタミホス、DBN、イミダクロプリド、ウニコナゾールP、アセタミプリド、チアメトキサムは食品健康影響評価を有している。

(注3) : シアナジン、プロベナゾール、ヒドロキシイソキサゾールは暫定基準値等を基に農薬取締法により使用量等が決定されている。

(注4) : トリアジフラムは芝専用、DCBNは駐車場等の樹木等に用いられるものであり、食用には用いられないことはない。

(注5) : 安息香酸デナトニウムは、誤飲防止のための苦味剤である。

(2) 新たに公定規格として設定しようとするもの

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%)	含有すべき主成分の最小値(%)の特例	混入上の制限事項
化成肥料	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン 【クロチアニジン】	0.076以下		
家庭園芸用 複合肥料	(R S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3 - テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート【フェンプロパトリル】及び 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル 【ミクロブタニル】	0.02以下		
	(R S)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン 【ジノテフラン】	0.005以下		
		2.875以下		

(注1) : 有効成分及び量は全て農薬取締法に基づき認められたものである。

(注2) : クロチアニジン、ミクロブタニル、ジノテフランは食品健康影響評価を有している。

(注3) : フェンプロパトリルは暫定基準値を基に農薬取締法により使用量等が決定されている。

(別紙)

普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について

○ 経緯

普通肥料の公定規格（「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号））のうち、「十三 農薬その他の物が混入される肥料」については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第25条の規定に基づき、その肥料の種類ごとに、混入が許される農薬その他の物の種類と混入が許される最大量又は最小量が定められている。

農薬が混入される肥料は、農薬の有効成分と肥料を混合したものであり、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬としての登録に併せて、普通肥料の公定規格に収載しているものである。農薬が混入される肥料を普通肥料の公定規格に定めることについては、農薬取締法に基づき登録され、管理される農薬を肥料として使用する場合に、肥料取締法に抵触しないよう措置するために行うものであり、農薬及び肥料の安全性について新たな規制を設けるものではない。

今回評価要請を行う農薬が混入される肥料は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく農薬の残留基準値等を超えないように設定された農薬取締法に基づく使用基準が適用され、安全性が確保されている。

なお、本年3月に「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」（平成16年3月18日食品安全委員会決定）が改正され、普通肥料の公定規格の改正に当たっては、改正内容にかかわらず原則として評価要請が必要であることが改めて示されたことから、平成15年7月の食品安全委員会発足以降に公定規格を設定したもの及び今般新たに設定しようとするものについて評価要請を行うものである。

○ 質問の内容

普通肥料の公定規格の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」として、質問文の別添に掲げる規格を設定すること。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。

食品健康影響評価の審議状況

(平成26年10月10日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 26年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 26年度分		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物	148	2	0	148	133	1	2	13
農薬	978	15	0	978	685	32	13	280
うちポジティブリスト関係	485	1	0	485	265	13	5	215
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 ^{注7)}	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	485	102	0	485	343	10	3	139
うちポジティブリスト関係	108		0	108	68	6	3	37
化学物質・汚染物質 ^{注8)}	62	3	3	65	60	3	0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	8	1	0	8
微生物・ウイルス ^{注9)}	12	2	2	14	12	1	0	2
プリオン	32	2	16	48	39	3	0	9
かび毒・自然毒等 ^{注4)}	7		2	9	10	1	0	0
遺伝子組換え食品等	213	5	0	213	189	9	4	20
新開発食品 ^{注5)}	80	2	1	81	72	1	2	9
肥料・飼料等	188	22	0	188	110	7	0	78
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57	2	0	43
肥飼料・微生物合同 ^{注10)}	1(34)		0	1	1(12)		(1)	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 ^{注6)}	1		1	2	1		0	1
合計	2,226	155	25	2,251	1,665	69	24	565

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
- 10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年10月10日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン) Ⓐ、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)Ⓐ	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロコール100注射液)Ⓐ	1
17/4/11	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)Ⓐ	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)Ⓐ、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ-5G)及びセファピリナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)Ⓐ、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))Ⓐ	3
17/8/15	厚	添加物 アルミニケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムⒶ、スルファメトキサゾールⒶ、トリメトプリムⒶ、セファピリンベンザチンⒶ、セファピリンナトリウムⒶ	5
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※	1
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆Ⓐ、スルファメトキサゾール☆Ⓐ、セファピリン☆Ⓐ、トリメトプリム☆Ⓐ	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリント <small>▲</small>	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) Ⓐ	1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⓐは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓑは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆■	3
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆■、スルファジメトキシン☆■、スルファモメトキシン☆■	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆■	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサリシン☆■	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ■	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリシン■	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆■、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティイブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ■■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシン☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カルテン酸エチルエステル☆■、 β-カルテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール ☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、 レチノール☆■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆<全て飼>	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、 ベンゾフェナップ☆、メパニピリム☆	6
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンプタスズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、 トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス<飼>☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトブレン☆<一部<飼>>	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■<一部☆>、テブラロキシジム☆、ベンコナゾール☆	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆▣、スピラマイシン☆▣、セフロキシム☆▣	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	一	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	2
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラル-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	5
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆▣	1
24/1/23	消	特定保健用食品 キシリトール オーラテクトガム<クリアミント> ※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント> ※■	2
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響評価の対象	
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジメトリダゾール☆	4
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシン酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサイド☆、フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■<一部☆>、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテポン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	ブリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/4/12	厚	ブリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメタエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、ダンゲット、メタム及びメチルイソチオシアネート■<一部☆>、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメタエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品) ■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■<一部☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅■<一部☆>、フルアジホップ■<一部☆>、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リュロン☆	11
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン■<一部☆>、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	5

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン図	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(食品)■	1
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■	2
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(飼料)■	1
25/11/14	厚	農薬 フルピラジフロン■、メピコートクロリド☆	2
25/11/20	厚	添加物 過酢酸■、オクタン酸■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸■、過酢酸製剤■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(食品)■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 跡脂茶 ※■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆図	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■<一部☆>	2
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート ※■	1
26/2/3	厚	農薬 オキスピコナゾールフルマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(飼料)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(食品)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である

(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。図は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響評価の対象	
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(飼料)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料)■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	2
26/3/25	厚	農薬 フエンメディファム■、MCPB■<一部☆>、MCPA■	4
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/4/9	農	動物用医薬品 使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として 含まれる成分(97成分)	97
26/4/15	内	特定保健用食品 朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX ※■	1
26/4/17	厚	添加物 グルコン酸亜鉛	1
26/5/14	厚	肥料・飼料等 L-カルニチン	1
26/5/15	農	対象外物質 L-カルニチン	1
26/6/10	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 イタコン酸■、グリセリン酢酸脂肪酸エステル■、グルカン■、 ポリグリセリン脂肪酸エステル■	4
26/6/18	厚	動物用医薬品 メロキシカム■	1
26/6/19	厚	遺伝子組換え食品等 CPR 株を利用して生産された L-シトルリン■、AHD 株を を利用して生産された L-ヒドロキシプロリン■	2
26/7/2	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸、アシベンゾラル-S-メチル、メソトリオン	3
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル胞	1
26/7/2	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)胞、 セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)胞、塩酸セフチオフル を有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)胞	3
26/8/8	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(食品)■	1
26/8/8	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(飼料)■	1
26/8/29	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
26/9/9	厚	農薬 ジフェノコナゾール、フルオキサストロビン、フルキサピロキサド、メトラフェノン、 ピラゾリネート☆	5
26/9/9	厚	動物用医薬品 ロメフロキサシン胞	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。胞は肥料・
飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
26/9/9	厚	動物用医薬品 ケトプロフェン	1
26/9/10	農	動物用医薬品 ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤(ディニタル)■	1
26/9/10	厚	微生物・ウイルス 豚の食肉の生食に係る規格基準の設定	1
26/9/10	厚	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■	1

注: ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★ 1
26/5/21～6/19	特定保健用食品 コタラエキス ※■ ★ 1
26/6/25～7/24	特定保健用食品 サラシア100 ※■ ★ 1
26/7/16～8/14	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統■ ★、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統■ ★ 2
26/7/30～8/28	家畜等に使用するエンラマイシンによる薬剤耐性菌㊭ ★ (1)
26/8/6～9/4	添加物 カンタキサンチン ★ 1
26/8/6～9/4	農薬 スルホキサフルル■ ★ 1
26/8/20～9/18	農薬及び動物用医薬品 チアベンダゾール☆ ★ 3
26/8/27～9/25	動物用医薬品 モサプリド■ ★、クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド散1%) ■ ★ 2
26/9/10～10/9	農薬 アシュラム■<一部☆> ★、アセタミプリド ★、メトコナゾール ★ 4
26/9/17～10/16	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α-アミラーゼ ■ 1
26/10/1～10/30	農薬 キンクロラック☆■、シモキサニル■<一部☆>、セダキサン■、トルプロカルブ ■ 6
26/10/1～10/30	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(食品) ■ 1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したものののみ)。㊭は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
26/4/8	厚	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル☆■、プロピコナゾール☆■、ベンジルアデニン☆	5
26/4/15	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更	1
26/4/15	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
26/4/22	厚	農薬 スピロメシフェン■、テブフロキン■、フルフェノクスロン■、ペンチオピラド■、ミルベメクチン■、レピメクチン■	6
26/5/13	厚	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	農	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	厚	動物用医薬品 ジクラズリル<一部☆>	2
26/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	2
26/5/20	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、フルミオキサジン<一部☆>■	4
26/5/20	厚	動物用医薬品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定	(1)
26/5/20	厚	動物用医薬品 トリクラベンダゾール、メトロニダゾール☆	2
26/5/20	厚	遺伝子組換え食品等 pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	1
26/6/3	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン<一部☆>	4
26/6/10	厚	器具・容器包装 フタル酸ジブチル(DBP)	1
26/6/17	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン■	1
26/6/17	消	特定保健用食品 素肌ウォーター ※■	1
26/6/24	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニリプロール■、メタフルミゾン■	3
26/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統■(食品)	1
26/7/1	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>	2
26/7/1	農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(飼料)■	1
26/7/8	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中のオカダ酸群	1
26/7/8	厚・農	動物用医薬品・肥料・飼料等・対象外物質 カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール■<一部☆>■	3
26/7/15	厚	動物用医薬品 クロルプロマジン☆	1
26/7/15	厚	微生物・ウイルス 食肉製品の規格基準のうちサルモネラ属菌の定義	1
26/7/22	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■■	1
26/7/22	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
26/7/29	厚	農薬 MCPA■	1
26/7/29	厚	動物用医薬品 ロニダゾール☆	1
26/8/8	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド☆■■	2
26/8/19	厚・農	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン<一部☆>	4
26/8/26	厚	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1
26/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■(食品)	1
26/9/2	農	薬剤耐性菌 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)の承認に 係る薬剤耐性菌	(-)
26/9/9	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■(飼料)	1
26/10/7	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し	1
26/10/7	農	プリオン 牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用	1
26/10/7	厚	農薬 クロチアニジン、ピリフルキナゾン■、マンデストロビン■	3
26/10/7	厚	化学物質・汚染物質 水道により供給される水の水質基準改正(クロロ酢酸、 ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸)	3
26/10/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロ コシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針